

会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市男女共同参画審議会 第2回プラン改定作業部会		
事務局 (担当課)	市民生活部 市民環境室 地域・相談課 (内線2425)		
開催日時	平成24年3月22日(木) 18時30分～20時30分		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	上杉孝實委員 高島進子委員 中井成郷委員 西尾亜希子委員 山本眞佐美委員 和田聡子委員 (五十音順)	
	その他	男女共同参画センター女性のための専門相談員 木村由実 子育て・家庭支援課長 田淵敏子、母子自立支援員 矢澤裕子 クローバーの会 会員2名	
	事務局	市民環境室長 仲岡博明 地域・相談課長 小倉 光、同主査 田中 肇、同囑託職員 赤松京子 (指定管理者)男女共同参画センター長 三井ハルコ	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	協議事項 1 「川西市配偶者等からの暴力対策基本計画」の素案について 川西市のDV被害やその支援状況について ア. 女性のための相談専門員から イ. クローバーの会さんから ウ. 子育て・家庭支援課から 事務局案(たたき台)について 2 その他		
審議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

(司 会)市民環境室長 仲岡 博明

みなさん、こんばんは。ただ今から、平成23年度川西市男女共同参画審議会第2回プラン改定作業部会を始めさせていただきます。年度末を控え何かとお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、DV基本計画につきましてご協議をいただくわけですが、本市のDV被害状況、またその支援状況などを説明させていただくため、日頃から、DV被害者の支援活動等に取り組んでおられるグループ、そして市の担当者が出席をさせていただいておりますので、ご紹介をまずさせていただきます。

民間のグループとして、長年、被害者支援にご尽力されております、クローバーの会さんでございます。

【クローバーの会】クローバーの会でございます。今日は代表者も来る予定だったんですけど、ちょっと仕事で来るのが遅れておりますけれども、後から参りますので、よろしく願いいたします。

【司会】ありがとうございます。続きまして、男女共同参画センターで、女性のための相談を担当しております、木村専門相談員でございます。

【女性のための専門相談員】専門相談員の木村と申します。よろしく願いいたします。実はもう一人いるのですが、2名で相談をやっておりますが、今日はちょっと都合があり、欠席させていただいております。よろしく願いいたします。

【司会】続きまして、児童虐待とそれに潜むDV被害者等の対応に取り組んでおります、こども部こども家庭室子育て・家庭支援課の田淵課長でございます。

【子育て・家庭支援課長】こんばんは。遅くなりまして申し訳ございません。子育て・家庭支援課の田淵と申します。よろしく願いします。

【司会】そして、矢澤母子自立支援員でございます。

【母子自立支援員】矢澤です。今日はよろしく願いいたします。

【司会】以上でご紹介を終わらせていただきます。それでは、これより会の進行は和田副会長さんをお願いしたいと思います。和田副会長さん、よろしく願いいたします。

【部会長】どうも、皆さま、こんばんは。いつまでも寒いですがけれども、議論はホットに暖かく、よろしく願いいたします。今日は第2回目のプラン改定作業部会ということで、今、仲岡室長の

方から、ご紹介いただきましたように、本当に現場でご活動いただいている方々に直接お話を伺えるという貴重な会となります。それで、まず川西市の現状を本当にお伺いしまして、こちらのプランの方にきっちり落としこんでいき、まちづくりにも反映させて行くというのが我々も何よりの願いでございますので、それぞれの担当部署の方にしっかりご説明いただき、現状かつ最後にご要望であるとかその辺も率直にお話しいただければ幸いですので、どうぞよろしく願いいたします。

それではまずはじめに、男女共同参画センター女性のための専門相談員の木村さんと、三井さんの方からご紹介いただくということで、川西市のDV相談の現状ということで、資料も用意くださっています。ではよろしく願いいたします。

【男女共同参画センター長】資料1の方です。川西市男女共同参画センターも、ご存じの通り平成22年度から指定管理者の運営をさせていただいておりますので、その中の大きな位置づけの事業の一つとして、女性のための相談をセンター事業としております。これは、「事業概要」で出てるところから抜粋していただいている資料なんですけれども、何度か申し上げたこともあるかと思いますが、どのような体制でしているかということだけ私の方から申しあげさせていただいて、あと具体的なところは、専門相談員の木村さんの方から伝えていただきたいと思います。で、この資料1の一番上の所にごございますように、「女性のための相談」実施日として、二つのパターンがございます。

専門相談員さんによる面談と電話の場合、これは予約が必要でして、毎週、火曜日・水曜日・木曜日、正午から午後3時ですので、ちょうど、今日もそうだったんですけど、12時から、あるいは1時から、2時からで50分枠で3枠が取れます。それで、ほぼ、季節的にも、時期的な波はありますが、かなり稼働というか、ご相談が埋まっている状況です。

で、もう一つのパターンが、カウンセリンググループ、これも長く女性センターの頃から活動しておられたグループだと思えますけれども、そのグループさんによる、電話のみのご相談です。これは、予約はいりませんで、毎週月曜日と金曜日、午前中の10時から12時まで、最長50分ということですから、かけていらっしやった時間から最長50分まで、ですからたとえば11時40分くらいにおかけになれば、もう12時で終わってしまうんですけども、そういう体制でやっております。これも、わりと電話がかかってくる状況です。その相談件数の推移とか、相談件数の年代別とか、推移はここに書いてます通りですので、その裏側に相談件数の内容のグラフがございますけれども、圧倒的にDの夫婦関係のご相談が多いという状況です。で、この中身のことについて木村相談員の方から説明してもらいます。お願いいたします。

【女性のための専門相談員】相談についてご説明いたします。私たちの「女性のための相談」は、平日の昼間の予約制です。そのために、緊急対応が必要な相談というのはございません。私たち相談員は、相談者の方のお話をゆっくりお聞きし、本人が自己決定して行くための心の整理のお手伝いをしております。

DVの相談につきましては、それに加えて、DVの構造だとか、DVの心理的影響などを、説明を取り入れながら、心理的サポートを行っています。平成22年度なんですけれども、446件のうち、Dのところの、「夫の暴力・DV」が82件になっております。前年度の44件に比べて、すごく増えているんですけども、DVの中でも、大部分が精神的DVに関するご相談です。件数がすごく増えたのは、川西市の広報が影響していると思うんです。平成22年の11月の「女性に

対する暴力をなくする運動」月間の時なんですけれども、特別に男女共同参画特集というのが、これ2ページだけコピーしてるんですけれども、確か4ページくらいでブルーですごく目立つのが差し込まれていたんですね。表紙には西尾先生が、「DVは個人の問題ではすまされません」ということで、身体的暴力だけではなく精神的暴力・性的暴力・経済的暴力があるとか、精神的暴力は目には見えにくいですがすごくダメージが大きいんだとか、またモラルハラスメントという言葉をここで紹介してくださいました。さらにこの下に、「困った時はお気軽にお電話下さい」ということで、川西市の相談先が書いてあったり、また「緊急時は110番対応」すぐ通報してくださいというようにことまでちょうど書いてくださって、さらに2ページ目、今でもちょっとこれはコピーして、相談室でお渡ししたりするんですけれども、2ページ目には市の体制が書いてあったんですね。

22年の11月のこの広報が出てから、23年春までは特に「広報を見て、私もDVだったんじゃないかと思って相談に来ました。」というご相談がすごく多かったです。それで、今日頂いてあります資料3の暴力対策基本計画のところで、56ページからの基本課題10のところでも、57ページ一番上のところで市の広報のことが書いてあったり、基本課題11のところでも、59ページで、「広報」が、とにかく相談窓口の周知が必要だということで、市の広報のことがちょうど書いてあるんですけれども、今年というか、4月からぜひ、こういう男女共同参画特集を組んで頂いたら、市民の方に広く周知していただけるかな、相談件数もふえるかなと思います。またそのことがあって、この参画プランに入っているというのが、とてもいいなと思っております。

あと、DVの渦中にいる方の相談ももちろんなんですけれども、DV夫と離婚が無事成立し、新たな生活を始めているのに、それからしんどくなったというご相談なんかが、DV夫と離婚してからも何年もたっているんだけれども、思い出して今でもしんどいんだというご相談の方も時々いらっしゃいます。やはりDVからの回復には、住まいとか就業とか経済的なことはもちろんなんですけれども、いかに心理的サポートが離婚後にも必要なのかということがそこからもわかります。

で、それに関してもこのプランの中で、63ページからの課題13のところの「被害者の自立支援」のところに「心理的ケアの充実」というのがちゃんと明記されていたので、私達相談員は、そこがとても嬉しく思っております。ここでは、一時保護の後のことの自立支援としての心理的ケア、それも被害者ご本人だけではなくて、子どもさんへの心のケアのことも書いてあるので、こういうことがきっちり明記されたこういう計画はとてもいいなと二人の相談員で思っております。私の方からは以上です。

【部会長】ありがとうございます。後ほど、ご質問のお時間を設けますので、引き続いてご説明をお願いしたいと思います。続きましてクローバーの会さんからご説明いただきたいんですけれども、クローバーの会さんのご紹介はですね、市の助成金を活用していただき、川西市と近隣自治体のDV施策に関する調査を開始されたということで前もって事務局側から伺っております。そのご報告から、15分程度のお時間ですけれどもお願いします。

【クローバーの会】私たちは、大阪府と兵庫県、この近隣の調査をさせていただいて、それを川西市の人みんなに見ていただきたいとの思いでやったんですけれども、やはりDVの難しさと言いますか、いろんな町からすごく熱心にご回答はいただいたんですね。で、私たち8年前にも、同じようなというか、もっと基本的な調査をさせていただいた時には、うちの町にはDVなんかいないよと言った町もありましたし、この資料にも少し書かせていただいたんですけれども、警察の中には、「もとに戻ってもらうのが一番いいんだから、夫婦は夫婦でいなくっちゃ」みたいなことを言う生

活支援課の方もいらしたんですけれども、8年たってすごく周知されてて、どの町に行っても、すぐに「協力しましょう」という感じで受け取っていただけたことが、私たちのグループのメンバーには一番の驚きでした。

それぐらいやっぱり、公的な行政の機関の人達も、DVのことをすごく周知して下さってるんだなあとということはすごく感じたんですけれども、そして皆さん、どの町の方も、支援のためにケース・スタディを書いていただいたんですけれども、みなさんすごく努力してらっしゃることが、ひしひしと感じる回答をいただいたんですけれど、残念ながら、ほとんど非公開の希望だったんですね。

市の職員が、そこまで本当はやってはいけないことなので、というのもありましたし、やっぱり個人的なものが割れてしまっただけで困るしということで、ほとんど非公開情報だったので、それを少しでも公開にもっていくために、行政の担当の方にしか見ていただかない、一般にはもうお見せしないということを相談して、そして助成金を下さった川西市の方にもそのことをお話しさせていただいて了承をいただいて、冊子を作りました。そして2月末に各市の担当者の方にその報告書を配らせていただいております。

今日も、その報告書のコピーを配りたいというようなお話をいただいたんですけれども、でもやはり、この「考察」の部分だけをコピーさせていただいてお配りして、中身に関しては回覧で見たいというふうをお願いをさせていただきました。私たちからの説明とさせていただきますは、今もおっしゃっていたように、私たちのグループは自助グループでして、もしかしたらDVかもしれないとか、離婚したいという方はもちろん、離婚後何年もたっている方も、いまだに「他では話せないから」と言って、その自助グループに来て、そのつどそのつど話して行く方がたくさんいて、今はほとんど離婚後何年もたってる方が話しにいらっしゃるといようなことが多いですね。それでやっぱり、離婚直後というか離婚した後と、どんどん困っていることが変わってくるといいですか、お子さんの年齢も変わってきますし、ご本人たちも年齢がいくっていくということで、悩みはすごく深くなるんです。深くなるというか、変わっていくんですね。それを、いちいちDVで離婚したということを前提に他の人に相談できないので、私たちのやっている自助グループで話すと、だいたいの事情はみんなわかっているし、他へは誰も言わないしということで、安心して話ができるからということで、何年たってもいらっしゃるといようなことが多いんだと思います。

それで、私たちとしては、クローバーの会で、ここへお声をかけていただいた時に、市からこういう審議会みたいなお声をおかけいただけてすごく嬉しいなというふうに思いました。というのは、数年前までは、女性相談の方に相談にいらして、家を出るとか裁判所に行きたいとか何かをたずねに行きたいけど一人では行けないという人の付添い、同伴サポートみたいなことも私たちはしていて、それが市からの依頼という形でなされるような契約をしていたんですけれども、いろいろ担当者の方も変わり、男女共同参画センターの方の運営方法も変わったりしたので、その契約がなくなってしまって、私たちのグループは、町との、行政の方との連携という部分で、とぎれてしまった形になっているんですね。だから、今、市の方がどういうふうなことをなさりたいと思ってるかということがほとんど伝わってこないというか、私たちは私たち、行政の方たちは行政の方となっているので、すごく残念に思っていましたので、この会に呼んでいただいたことはほんとに嬉しいなと思っています。

それで、この調査の時に、他の町にも、審査の時委員長さんだった先生の方からも、いろんな町のサポートグループと横のつながりを作るようにという課題をいただきましたので、そういう質問も入れさせていただいて、どういうふうに行政の方と関わっていらっしゃるかということを行

の側の方に聞いたんですけれども、そうしたらやっぱりそういう男女共同参画の審議会とか、DV関係の会議の時に参加しているグループも、豊中市とか他の町で何件かあるみたいなので、私たちもしそういうものに参加できると、川西市がどういうふうにやっていこうとしてらっしゃるのかとか、私たちがどういうことを要望しているのかということがわかるんじゃないかなと思っているので、もしできれば、そういうチャンスで、そんなに毎回でなくてもいいので、交流を持つ機会がもう少しあったら嬉しいなと思っています。

それと、もう一つ、私達のグループの特徴としては、川西市だけにはとどまってないということなんです。今、自助グループに来てらっしゃる、常時来てらっしゃる方4、5人いらっしゃるんですけれども、そのうち伊丹や尼崎の方から来てらっしゃる方もいますし、池田とか大阪市内から来てらっしゃる方もいて、やっぱり被害の特徴として、家庭のことですので自分の町では相談しにくいとか、自分の町の中の人に自分の事情を話しにくい、誰も言わないとわかっている、日常生活で出会わない人に話をしたいというのがあるみたいで、町をこえていらっしゃる方が多くて、しかもここは、川をはさんですぐ池田市、大阪府池田市なんです。それで、この資料を事前に頂いていたので、私たちも詳しく拝見させていただいたんですけれども、やはり川西市は、兵庫県にあるので、資料なんか兵庫県他の町との比較がほとんどで、池田とか箕面とか、豊中とか、すぐそこにある町のことが何も資料の中には入ってなくて、あちらの方も、川西のことをどの程度思ってるかちょっとわからないんですけれども、私たちも、せっかく大阪府の池田や箕面や豊中の調査をさせていただいたので、行政の側も、特に豊能町とか能勢町は、大阪府なんですけれども、交通機関の関係で、川西に出てくるのが一番最初の大きな町なんです。今回の調査には、豊能町や能勢町は入れませんでしたけれども、それは、ほとんど活動がないという状況があるので、あえて行かなかったんですけれども、猪名川町とか、豊能町、能勢町も意識して、そういう意味では大阪府も意識して、川西市の行政の方には取り組んでいただきたいかなあというふうに、要望としては思っています。

それと、最後に、先ほどもあったように、やはり啓発というのはすごく大事だと思っていて、特に子どもたちにはもう連鎖しないために、DVが続いて、次の世代、次の世代と連鎖していくのが一番怖いんですね。で、DVの被害者の子どもたちの何割かは、またDVをされるとか言われてますけれども、それだけじゃなくて、今はデートDVとかもすごくふえてますので、子どもたちの教育がすごく必要だと思っていて、川西市は、池田の小学校の事件の後、各小学校の4年生か何かに、CAPの授業をやったと思うんですけど、それが、私たちも子どもが育ってしまったので今の小学校の状況がちょっとわからないんですけれども、それがちょっとずつ減ってきているようなことも聞いているので、せっかく始まっていたし、川西市はいいわねって、他の町に行ったら言われてたので、宝塚市とかでも私たちは活動してたんですけれども、川西は、ちゃんとCAPを年に1回やってくれていいわねと言われてたので、やはり全学年、というか必ずその4年生でやってもらえる、川西市の4年生は全員CAPの授業を受けているようなことを続けていただきたいなと思います。予算のこともあるんでしょうけれども、この基本計画を拝見すると、先ほどもあった学校の教育のところ、啓発パンフレットを配布するというふうにして書いてあるんですけれども、中学生や高校生で、大人の人が広報でやっぱり目にとまったというのは自分が困っているから、もしかして、と目にとまるのかなと思うんですけれども、そうじゃない子どもたちが、パンフレットを配られて、我が事として読んでくれるかなと思った時に、ちょっとどこまでちゃんと読んでくれるんだろうかというのがあるので、やっぱり、年に1回でもいいし、どこから先生を呼んで来てというお金がかかるのかもしれないんですけど、今、NHKなんかでビデオなんかを貸し出しますとかいう直

伝ってますけれども、そういうビデオを使ったりとか、授業の一環として、中高生にデートDVとか、それから人権というか、お互いをリスペクトするという意味で、性教育、性教育と言ったらすぐにセックスのことだけを思うかもしれないけど、そうじゃなくて、どれだけ生まれてくるということがすばらしくて、相手を殴ることがいかにつまらないことかというような、そういう意味を含めた性教育というのを系統だててやっていただけたらなというふうに希望しています。以上です。

【部会長】ありがとうございました。それでは、子育て・家庭支援課の田淵課長、お願いいたします。

【子育て・家庭支援課長】はい。失礼いたします。資料の方は用意してませんけれども、口頭で説明をさせていただきます。子育て・家庭支援課には、家庭児童相談室というのがありまして、そこには家庭児童相談員と母子自立支援員というのが兼務して4名おります。それで、その4名が、18歳までの子どもがおられる家庭へのいろんな子育ての相談とか、DVに関する相談等を受けております。

平成20年度から23年度、まだ途中なんですけれども、DVに関しまして相談を受けました件数等、紹介させていただきます。20年度につきましては、DVの相談件数が17件、21年度は22件、22年度は24件、23年度は2月末現在ですが、16件というふうになっております。相談の延件数としましては、130件から148件というかたちで、年々増加傾向にはあります。「DVなんです」というふうに相談をしてこられる方もありますし、「子どものことでちょっと悩んでます」ということでお話を聞きする中で、よく聞いてましたら、「あ、それってDVじゃないですか」ということで、初めてご本人が「あっ、これってDVだったんですね。」ということ気づかれるケースがたくさんありました。その中で、お話する中で、「私は配偶者のもとから子どもを連れて逃げたい」という方もたくさんおられます。お電話でお話しさせていただいている時には、まず「今、このお電話して大丈夫ですか。身の危険はないですか。」というのを確認しまして、「こちらの方に来れますか」というのを確認します。それで、来れるということであれば、とりあえず、身の回りの貴重なものだけ、薬を飲んでおられたら薬とか、貴重品だけを持って、こちらの方に来てくださいということで、ご案内をしております。で、すぐ来ていただいても、どうしたらいいのか、これからどうするんですかって、私たちも、すぐ「じゃあ、一時保護しましょうか」とか、「ここに逃げてください。こうしてください」というのは、簡単には言えるんですけれども、お母さんの思い、そして子どもたちの思いも尊重しないといけないので、精神的に不安定になっておられる状況なんですけど、これからどうされたいのかということ、時間をかけて、できるだけお聞きするようにしています。

それで、聞きまして、平成20年度については、女性センターに保護させていただいたのが2名、それと民間のシェルターにお送りさせていただいたのが1家庭、それと21年度につきましては、女性家庭センターに2世帯、保護していただきました。そして22年度には、2世帯、女性家庭センターの方をお願いしております。そして23年度、この2月末までなんですけど、3世帯、一時保護していただいております。

それで、それぞれの方なんですけれども、先ほども申しましたように、最初の頃は、子どもの悩みからDVということがわかって、逃げたい、再出発をしたいという方もおられますし、DVですから逃がしてほしいという方もおられますし、迷ってる、これから子どもとどうやって生活して行ったらいいのかということで悩んでおられる方、たくさんおられるんですけれども、とりあえず身

の安全の確保ということで、女性家庭センターなりシェルターなりに保護させていただいて、そちらの方の相談員さんも交えながら、これからの生活ですね、その辺も一緒になって、相談にのっていただいているという状況です。で、ほとんどの方は、もう自分である程度先のことを見すえて、子どもと一緒に再出発するということも考えておられる方については、先に、おうちをどこに設けたい、住まいをどこに設けたい、仕事をどういうふうにしたいという、自分から進んで言ってくださいますので、私たちの支援の方向は自ずとと決まってくるというということがほとんどです。

ただ、シェルターなり、女性家庭センターに保護されて、そこはそんなに、せいぜい長くても1カ月、ある程度、2週間ぐらいで先のことを決めてくださいねって言われますので、その話をする中で、「いや、やっぱり、お酒飲んだら暴力出るけど、ふだんは優しいしなあ、殴ってもすぐごめんとあやまるしなあ、どうしようかな、私働いたことないし、自立していける、子ども育てていく自信ないし、やっぱり戻ろうかな」って言う方もたくさんおられました。で、そういう方が1名おられまして、3回ほど女性家庭センターの方に送って、そこからどこそこへ逃げます、じゃ、元気でねって言って、数か月後には川西で姿を見かけて、それが2年ごとくらいに見受けられて、直近では、平成19年度に3回目、シェルターの方で保護して、遠くの県の方に逃げられたんですけども、付き合っている男性から「彼女が川西の方に帰ってきたい」と言われるんですね。でも、川西では、彼から殴られて、これ以上暴力は受けたくない、子どもも虐待されててかわいそうやって言うから、そんな遠くまで逃げたんでしょ。それなのになんで戻って来るのって、またぼろぼろに、心も身体も傷つくよって言うんですけど、そしたら間髪入れず、「なんで川西に帰って来たい言うのを、川西に住んだらあかんねや。住むのは自由なん違うのか。」という彼氏からの連絡ありまして、えっ、なんでかなっていったら、もう、二人、連絡をとってはったんですね。だから、私たちが、お母さんの思い、子どもたちの思いを尊重して、これが最善やねってということで、方策、方向性を決めて、そちらの方に案内するんですけども、結局、先ほど言ったように、やっぱり自立して行けるのかな、やっぱり優しい人やしな、というふうなことで、戻っていかはるのかな、それはそれでもう仕方がないかな、ある専門家の方から言われたんですけども、まっ7割8割は戻って来ると。私たちのあの苦労は何やってんや、まっそんなこと言ったら駄目なんですけれども、心の中で、あれって何やってんやろねって相談員同士で話すんですけども、でもやっぱりその時はお母さん方も必死、命にかかわるような危険な状態だったので、それは致し方ないのかなというふうに思います。

で、これから自立していこうというお母さん方はすごく前向きで、私達、おうちの支援とかいろいろさせていただくんですけども、なかなかシェルターに、女性家庭センターの方に入ってしまうと、そこから一步も出れませんし、外部との連絡も一切とれませんで、厳しい制約がある中でのおうち探しというのは、なかなか難しいところがあります。で、そういうようなことを繰り返しながら、自立していつて頂いている方もおられましたし、先ほども言いましたように、子どもさんがいる家庭は、支援させていただいています。それと、一応、児童福祉法で18歳までということになっておりますので、とりあえず18歳までの子どもさんがおられたら、子育て・家庭支援課で支援をさせていただいてるんですが、子どもさんがおられない、60歳を過ぎた高齢者の方も、シェルターなりに一時保護させていただいたということもあります。その方についても、やはり自分で自立して職を見つけて、今元気に生活しておられるということで聞いておりますし、直近では平成22年度だったと思いますが、外国籍の方で、言葉も何も私たちはわからない、そんな中で、子どもさんもおられたんですけども、お母さん一人で、お国に帰りたいということで支援させていただいたケースがあります。そういうような時は、やはりうちだけではできませんので、市民課な

り生活支援課なり、地域・相談課ももちろんなんですけれども、いろんな所が連携してきまりの枠を超えて、市として困っておられる方への支援ということで、動いたという経緯もあります。で、もちろんその時には警察の方にも大変お世話になりまして、間に入っていただいて、いろんな調整をしていただいたということもあります。で、私達行政としてどうしても縦割りという中で、横の連携、連携と口では言うんですけれども、なかなかできてない状況がありました。でも、この外国籍の方の支援をきっかけに、横の連携、枠を超えた連携というのをそれぞれ関係部署が今つながりを作ってきてますので、うまくいってるのではないかなというふうには感じてます。簡単ですが、以上です。

【部会長】どうもありがとうございました。非常に現場の具体的な事例ばかりですので、我々委員も非常に有益なお話が聞けたということで、やはり川西らしさということでプランを進めていきたいということですので、今のお話は非常に貴重でございました。それで、今のお話をもとに皆様からご質問、資料1に提出して頂いておりますクローバーの会さんと男女共同参画センターですね、それから今、田淵課長からお話伺ったんですけれども、実はこちら、資料7の方にですね、今のDVの、これ改訂作業中ということで、間もなくマニュアル改訂にはなってくるということをお聞きしております。それで、こちら資料7の、4ページをあけていただきたいんですが、田淵課長の今のお話と関連しますので、ちょっと先に補足ということで発表していきたいんですが、今言っていたお話を、この4ページですね、加害者から逃げたいというところ、18歳未満の子どもがいる場合と子どもがいない場合で、今、田淵課長の方は、多分上の、18歳未満の子どもがいる場合ということの課の代表として来ていただいておりますが、実際、今我々この会として、なされているのが下の福祉推進室生活支援課ということになっておりましてですね、今お話にありました行政内部の縦割りではなく、本当にネットワークの大切さということで、ちょっとこちらのページ4も、今のお話と関連させて、皆さんには見ていただきながら、ご質問もありませんし、ご提案とか、いろんなご意見なども活発に出していただければいいかなと思っています。

そうしましたら、委員の皆様、アトランダムにご意見、まずはご感想でも結構ですので出していただけましたら幸いです。

【委員】いろんな所で取り組んでいただいて、ネットワーク会議もできているということになってるんですが、お互いに情報が本当に共有されているのかどうかということが1点と、それからネットワーク会議はどこがコーディネートしているのかということですよ、そこで状況がどうなっているかということをお聞かせいただければと思うんですが。

【事務局】まず情報が共有できているかということですが、DVのネットワーク会議につきましては、地域・相談課がコーディネートさせていただいてるんですけれども、開催につきましては年に1回だけですので、情報の共有化を図れているかといいますと、ちょっとそこまではいってはおられません。ただ、県の伊丹健康福祉事務所とか、子ども家庭センター、それから警察の生活安全課、この間も課長さんにお越しをいただいたんですけれども、年に1回ですけれども、参加していただいた時はいろんな情報を交換といいますか、いろんな各部署でのDV被害者支援についてのお話などをいただいておりますので、そこでの情報の共有化は、まあ一定ですけれども、図れている面もあるというような状況です。ですので、おっしゃっておられたような情報の共有化がはかれているかという、十分ではないというような状況ではあります。以上です。

【委員】民間の団体との連携ということも含めて考えると、このネットワーク会議はどちらかというと公的な機関でやられてますよね。民間とのネットワークというか、情報交換がなされるようなコンスタントな仕組みがあるのかなのかということなんです。

【事務局】先ほど、クローバーの会さんのお話だったんですけども、たとえば一時措置をする時、市の職員の方でそういうことができない場合は、数年前まで、クローバーの会さんに依頼をして、一緒に同行していただいていたという経緯があると聞いております。今現在は、市の職員の方で、一時保護の場合は、家庭支援課の田淵課長が相談員さんが同行して、被害者の安全を図っているというような状況ですけども、その同行支援だけではなく、実際に川西にはクローバーの会さんが、長年DV被害者に寄り添って、支援をされているような団体さんがいらっしゃいますので、そういうような団体さんと今後はもっと連携というか協働というのはしていかないといけないというのは考えています。

【委員】今のところは個別に対応されているというような状況でしょうか。

【事務局】先ほど出ましたけれども、シェルター関係につきましては子育て・家庭支援課の方でパイプ役となっていていただいています。

【委員】それぞれの事例についてのケース会議はしていますか。

【子育て・家庭支援課長】実施していなくて、関係する機関へつないでいます。健康保険が必要な場合は保険年金課、住民票の閲覧制限に関しては市民課、これからの生活、資金面については生活支援課へとそれぞれつなぎ、相談者がいろいろな機関で話すのではなく、ワンストップになるよう努めています。

【委員】最初の相談で気持ちに寄り添ってもらい、良い関係になっていたところ、他の機関にまわされたら寂しい気持ちになります。

【子育て・家庭支援課長】1カ所で相談ができるよう、一斉に担当が集まることはできないので、子育て・家庭支援課の相談員もそれぞれの質問に答えられるようにしています。

【クローバーの会】証明書の発行はしていますか。

【子育て・家庭支援課長】出していません。

【委員】被害者支援については予算を組んで年間で継続的に実施できるようにしないといけないと思います。資料3の58ページ、「基本課題11 相談体制の整備」、「施策の方向1 各種相談窓口の充実と市民への周知」のところですが、市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレット等を活用してありますが、パンフレットの置く場所ですが、女性が目につくところで男性が気づかないところ、例えば女性のトイレなどに置く必要があると思います。

それと、63ページの「課題13 被害者の自立支援」ですが、就労支援講座やパソコン講座等を開催するとありますが、これはDV被害を受けた方を対象に実施しているのですか。

【事務局】DV被害を受けた方限定ではありませんで、それ以外の方にも参加いただいています

【委員】就労支援に関しましても、まず、精神的な面での支援が必要ではないかと思うのですが、支援体制はどうなっているのでしょうか。経済的な自立の前に精神的ケアが必要ではないかと思えます。一部の企業ではDV被害者は精神的に不安定だし、御免だというところがあります。精神的ケアが先にあるべきではないのでしょうか。

【事務局】精神的ケアが重要だという認識は持っています。

【委員】経済的サポートはどのようなことを行っていますか。

【子育て・家庭支援課長】経済的支援としては、生活保護を川西で認定して、他市へ行かれても、引き続き受けていただくということをやっております。それから就労支援に関しては、母子寮、シェルターでは自立に向けた職業訓練の相談など行っています。

【母子自立支援員】就業訓練には生活自立支援金の支給もありますし、経済的に自立すると先が見えて、自信へとつながります。一度こういうことを経験された方は精神的にも強くなっていかれているように見受けられます。

【男女共同参画センター長】いろいろな情報をコーナーごとに分けて就労、再就職などの啓発をしています。2階にもチラシなどを置きまして、啓発しています。

【クローバーの会】生活保護は離婚してからでないといけないのでしょうか。以前、私たちがやっていたときは離婚してからでないといけないのですが。

【母子自立支援員】離婚していなくても受けられます。以前は受けられないようでしたが、今は受けられます。

【委員】相談の情報、内容は共有されているのでしょうか。

【子育て・家庭支援課長】個人情報、守秘義務がありますので共有されていません。

【委員】生活保護を受けるのに住民登録は必要ですか。

【母子自立支援員】生活の実態で受けれるので必要ありません。

【委員】緊急時の24時間対応はどうなっているのですか。

【男女共同参画センター長】時間外の対応はしてなくて、警察へ連絡をとっています。

【母子自立支援員】平日の午前9時～午後5時30分まではいつでもOKです。緊急時は警察に連絡するように伝えています。

【男女共同参画センター長】警察に番号登録サービスがあります。

【委員】知人の話ですが、シェルターは入浴時間などがきちりと決められていたり、門限などの制約が厳しく、就活ができないと言われているのですが、どのような感じでしょうか。

【子育て・家庭支援課長】シェルターからの外出は認められていません。とりあえず暴力から逃れて落ち着くまでの場所になります。

【母子自立支援員】身の安全の確保が一番ですので、携帯も禁止ですし、外部との連絡はとれません。外出するにしても職員が同行します。他の人も入所していますので、一時保護所の場所が尾行でもされて分かれば大変ですから。

【委員】外国人の方は特に大変なようです。

【子育て・家庭支援課長】民間のシェルターは、少しは自由ですけど、人目につきやすいし、知った人に出会わないかという不安があります。

【委員】以前、池田付属小学校の事件の折、小学校でCAPの授業があったようですが、継続して行っているのでしょうか。

【事務局】CAP学習は実施していますが、回数等は実態把握していません。

【委員】女性のための相談員さんがお話しされたように、精神的なDVが増えています。身体的なDVは知られています。だから身体的DVはもうやばいから、精神的に追い込んでいくように変わってきていると思うんです。

【女性のための専門相談員】以前、広報誌のDV特集でとても分かりやすいマンガのDVの記事が掲載されました。西尾先生も「DVは、個人の問題ではすまされません」ということで書かれています。そのあたりから、精神的なこともDVであるという認識が広まって、精神的DVの相談件数が増えたように思います。

【委員】資料7のDVマニュアルに、DVは身体的暴力だけではなく精神的暴力も含まれますが、その定義が抜けています。追加が必要ではないでしょうか。

【事務局】資料3の55ページのアンケート結果報告にもありますように、精神的DVを受けたと感じている人が増えています。

【委員】資料7の24ページから25ページに、さまざまな暴力の記載があります。これらの項目を周知していく必要があるのではないのでしょうか。

【クローバーの会】当事者はずっと支配されてきたので、自分で判断したり決めることができません、人に頼ってしまいます。そのためにまた元の場所に帰ってしまうということがあります。その繰り返しをしてしまう。そんな当事者の気持ちも理解してほしいんです。加害者は、子ども、ペット、友人など大切にしているものを引き離し、支配していきます。被害者がすべて自己決定できるような、寄り添い、支える支援が必要です。

次世代への連鎖、次の加害者にならないために、自己肯定感が持てるような支援が必要です。被害者が家を出ると、金銭的な問題、一人で生活することの不安などがあります。子どもを置いて出たなら、その負い目を感じ、判断が全て間違っていたのではないかと思ひ、後悔をします。ですから、寄り添う支援がずっと必要です。当時のそんな思いと両輪で支援をしています。被害者支援は24時間です。今相談したいということで、夜もメールにて相談を受けています。私たちのように支援しているところがあるということ、広めてほしいと思います。

【部会長】続きまして事務局より、「『川西市配偶者等からの暴力対策基本計画』の素案について」説明をお願いします。

【事務局】それでは、私の方から 事務局案(たたき台)につきましてご説明させていただきます。

既に先ほどからたたき台の中身についてのご審議もいただいていますし、既にその内容につきましてはお覧いただいていると思いますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、56ページをお開きください。「基本課題10 DV防止に向けた啓発・教育の推進」です。

二つ目の黒丸のところですが、近年、若い世代でデートDVが問題となっていますので、若年層がデートDVやDVの被害者・加害者とならないためにも、女性も男性も互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができ、自尊感情を高めることができるよう、学校等での教育や啓発に取り組んでいきますと記載させていただいております。

次に58ページをご覧ください。「基本課題11 相談体制の整備」です。

ここの上から三つ目の黒丸の所をご覧ください。

「本市では、平成17年3月に川西市男女共同参画推進本部幹事会「女性に対する暴力対策部会」プロジェクトチームにおいて作成した「DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき、被害者への適切な対応に努めています。このマニュアルについては、適宜改定し、被害者支援の各段階において最大限活用していきます」と記載させていただいております。

これに関係します資料が、資料7「DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者を支援するためのマニュアル ~改定作業中~」になります。

ページ4の「相談の流れ(川西市の場合)」をご覧くださいませでしょうか。

現在、川西市におけるDV被害者への支援につきましては、主に地域・相談課、子育て・家庭支援課、生活支援課の3課が連携しながら対応しております。先ほどもお話がありましたが、被害者が加害者から逃げたいと訴えられた場合に、18歳未満の子どもがいる場合は子育て・家庭支援課

が、18歳未満の子どもがいない場合は生活支援課が対応することになっております。しかし、DV被害者には18歳未満の子どもさんがいる場合が多いことから、一時保護の大半を子育て・家庭支援課で行なっているのが現状です。また、18歳未満の子どもがいない場合でも、生活支援課には措置に関するノウハウが十分でないため、結果として子育て・家庭支援課の応援を要請するという状況にあります。ここに、本市におけるDV被害者支援の課題がありますので、DV対策基本計画を策定する中で、この点をどう整理していくのか、ということが重要なポイントになると考えています。

続きまして、61ページをお開きください。「基本課題12 被害者の安全確保」です。

ここでは、一時保護を必要とする場合の被害者の安全確保や、夜間・休日の対応、被害者等の情報管理の徹底について記載させていただいております。

続きまして、63ページをお開きください。「基本課題13 被害者の自立支援」です。

ここでは、経済的自立に向けた支援と、DVによる心理的ケアなどについて記載をしております。具体的には、生活保護による支援や市営住宅の優先枠の確保、再就職支援講座やパソコン講座の実施、女性のための相談や家庭児童相談などを通じた被害者の心理的回復への支援などです。

最後に、65ページをお開きください。「基本課題14 推進体制の整備」です。

ここでは、川西市男女共同参画推進本部幹事会「女性に対する暴力対策部会」の活動の充実や、「ケース検討会議」の設置、兵庫県女性家庭センターとの連携強化や、長年、被害者支援に取り組んでおられるクローバーの会さんがいらっしゃいますので、民間支援団体との連携・協働などについて記載させていただいております。

雑駁ですが、以上で「川西市配偶者等からの暴力対策基本計画（たたき台）」の説明とさせていただきます。

また、資料4から7までにつきましては、既にご覧いただいていると思いますので、説明は省略させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【部会長】ただ今の説明について、質疑・意見等はありませんか。

【委員】被害に遭われた方が孤立しないように同じ方との、グループとの連携が必要だと思います。資料3の65ページ、「基本課題14 推進体制の整備」のところで、民間支援団体との連携・協働に取り組んでいきますと書かれていますが、もう少し突っ込んだ書き方をする必要があると思います。

【委員】資料3の56ページ、「基本課題10 DV防止に向けた啓発・教育の推進」ですけれども、学校等での教育や啓発に取り組んでいきますとありますが、学校関係、小・中学校、子どもへの啓発が必要です。学校教育課、PTAとの連携、社会教育室、PTA連合会との連携が必要ではないでしょうか。

【クローバーの会】私たちクローバーの会をどんどん活用してほしいと思います。PTAや研修会にも出向いてお話することもOKです。今の若い人は、ネットでしか語れない人が多いので、ネットの活用が必要です。ネットを通して相談するきっかけになればと思います。付添サポートもぜひ活用してください。DV被害者は広域で活動しています。知られたくないこともあって、同じ

市の人より近隣市の方に相談に行く人が多いです。猪名川町、豊能町、池田市、豊中市など、近隣市町も巻き込みながらの支援、連携が必要ではないかと思えます。

【委員】付き添い支援などの予算はどのようにされているのですか。

【クローバーの会】寄付で賄っています。保険料も支払っています。

【男女共同参画センター長】支援する人を支援する、そんなしくみが必要ではないかと思えます。

【事務局】以前は、クローバーの会さんに付き添いサポートを依頼していましたが、今は職員で対応できていますので、ここ数年は依頼していませんが、毎年度予算計上はしています。

【クローバーの会】川西市の予算を使うには、川西市に在住か住民票があるという条件が付きますが、実際には他市の人をサポートすることが多いです。付き添いサポートについては、他市の人でも交通費が出るようにしていただきたいと思えます。

【委員】広域での支援、市町間の連携、相互に連携するしくみが必要です。お互いさまであり、身近で解決できないことはありますのでね。

【部会長】大阪府、大阪市へ向かって発信できるしくみ、制度が必要だと感じましたし、NPOなど支援する人の支援が必要だと感じました。それには川西がリーダー的な提言、取り組みをしていくことを期待したいと思えます。

【事務局】市として、今回、クローバーの会のお話を聞かせていただき、大変勇気をもらったような気がします。今後は民間団体との情報共有、連携、協働が重要だと考えています。

【委員】資料7の4ページですけれども、子どものこと、生活のことなど福祉の相談がしたいの右側に川西こども家庭センターも追加してはどうですか。

【子育て・家庭支援課長】福祉の相談ということだったので入れておりません。

【委員】縦割りにしてしまわないで、横のつながり、連携が必要ではないかと思えます。

【事務局】DVから児童虐待が発見されることもあるので、掲載していきます。

【委員】DV被害者が子どもを連れて逃げることもあるので、学校への周知が必要です。学校、教育委員会などへの学校用のマニュアルを作成する必要があります。

【クローバーの会】通報があった場合のマニュアルはありますか。何処へ通報したら良いのでしょうか。

情報の共有化を図ってほしい。

【母子自立支援員】児童虐待では通報義務がありますが、DVについては努力義務規定ですので、通報というのは……。大人ですので本人が来ないと。

【クローバーの会】学校、病院などで怪我の様子を見て発見し、医師の判断で通報したり、女性トイレにリーフレットを置いておく、また女子高生の妊娠などにも注意を払うことが大切です。周りの大人が考えることが必要ではないでしょうか。

【母子自立支援員】回りの通報があっても、本人がDVだと言わないとそうなりません。

【委員】知人の話ですが、その人の店に来る人が、怪我をして来ます。どうすればよいかということで、あたらずさわらずとしているんですけども、日に日に様子がおかしいようだというんですね。警察へ連絡をと伝えるんですけども、どうしても距離があります。啓発不足ではないかと思えます。通報した人の秘密は守られるので、そのことをPRしてほしい。勇気出して通報してほしいと思います。

【委員】資料3の63ページ、「基本課題13 被害者の自立支援」ですけれども、子どものケアについては、学校教育課、教育委員会も巻き込んだ支援が必要ではないかと思えます。

【委員】まず本人が行動を起こさないといけませんけれども、つながりのある友人を切り、外出も制限、何処にも出かけられず支配下に置かれる、それもDVなんだということに気づくよう、啓発する必要があります。資料7の24ページ、「さまざまな暴力のリスト」を出して、こんな人いませんかと呼びかけ、知ってもらい、周知していく必要があると思います。資料3の59ページに、DV被害に遭っても相談しなかった理由が書かれていますが、相談しても無駄だと思ったからが多いです。相談したことによるメリット、相談したことでどのように先が見えてくるかを明記してはどうでしょうか。秘密は守られるということも含めて。

【男女共同参画センター長】相談室の前に、これもDVだというマンガを大きくして貼って、活用して啓発しています。

【事務局】4月に男女共同参画特集を広報誌に折り込みます。1面にそのマンガを掲載していますので、市民の方の目に留まるのではないかと考えています。

【クローバーの会】そのマンガは随分前のもので、DV項目も増えていると思います。

【部会長】DVの防止、予防を前提に、いかに被害を少なくするか、資料3の59ページの相談をしなかった理由から、先の見えない不安、自分で決められない様子がうかがえます。相談したことによるメリットをプランに優しい表現で明記することや、守秘義務があり信頼できる、守られている場であることを表現すること、体制、制度を加えることが必要だと思います。

【委員】資料3の56ページ、「課題10 DV防止に向けた啓発・教育の推進」ですけれども、

家庭や地域への啓発となっていますが、市民への啓発が大切ですので、市民への啓発を入れたいと思います。それと、他市ではどのような行政と民間団体との連携の構築をしていますか。

【クローバーの会】先日のアンケートによると、このように会議などに出席されているようです

【クローバーの会】いろいろな形態により連携をはかるということです。

【委員】家庭や地域というのは、団体というとらえかたになるので、市民という表現はどうでしょうか。

【クローバーの会】ある企業の社長さんから、1人になれるのは、勤務先の勤務時間だけだという被害者の方の話を聞いたことがあります。川西の企業、会社、商工会などとも連携をとってはどうか。

【クローバーの会】元男女共同参画センターにいた職員が異動で中央公民館にいらっしゃることもあり、中央公民館で今回、登録グループ説明会でDV研修がありました。いろんな場所で勉強会ができれば良いと思います。

【委員】登録グループの学習会などに組み込む、社会教育室や公民館にも啓発にかかわってもらうことが大切だと思います。

【部会長】時間も超過しています。本日の資料の中で、何かお気づきのことがありましたら事務局へ連絡をお願いします。

最後に、資料4の基本目標を、別紙のように基本目標のイメージ図として作成しています。資料4の基本目標の番号とイメージ図の番号に違いがあり、イメージ図のように下から、 が配偶者からのあらゆる暴力の根絶 男女共同参画施策の推進と進行管理と順番に上がって 番号の入れ替えもどうかと、資料4と対比しながら、次回までに考えておいてください。次回は5月の全体会議までにもう一度、4月にプラン改定作業部会を開催したいと思います。23日からの週で、皆さんご都合はいかがでしょうか。

日程調整

【部会長】それでは、4月24日(火)はいかがでしょうか。いつものように6時30分からでよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

【部会長】それでは、お疲れさまでした。ありがとうございました。